

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五十九（略）</p> <p>六十 適格購入事業法人等向けエクスポージャープール 次に掲げる性質をすべて有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。</p> <p>イ 購入債権の譲渡人が独立した第三者であり、かつ、購入債権を譲り受けた内部格付手法採用組合が直接又は間接に信用供与を行ったものでないこと。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>六十一～七十八（略）</p> <p>（信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五十九（略）</p> <p>六十 適格購入事業法人等向けエクスポージャープール 次に掲げる性質をすべて有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。</p> <p>イ の譲渡人が独立した第三者であり、かつ、購入債権を譲り受けた内部格付手法採用組合が直接又は間接に信用供与を行ったものでないこと。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>六十一～七十八（略）</p> <p>（信用保証協会等及び株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー）</p> <p>第四十五条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等及び株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。</p>

援機構をいう。) により保証されたエクスポージャーのリスク・ウ
エイトは、十パーセントとする。
2
4 (略)

) により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パ
ーセントとする。
2
4 (略)